

<p>① 被害想定の方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宮城県が実施している第五次地震被害想定調査の最終報告は、令和5年度に予定されている。今後調査結果に基づく防災対策や減災目標が設定されることから、今回の改訂による被害想定は、東日本大震災津波のままとし、第五次地震被害想定調査公表後に改訂を検討する。</li> </ul>
<p>② 女性専門委員会の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所の女性管理者育成の勉強会開催や在宅避難者等への声掛け実施など塩竈市地域防災計画女性専門委員会で挙げられた男女共同参画の視点での意見に取り組む。</li> <li>● 発災時に男女共同参画の視点による対応を行うため、平常時から男女共同参画を推進する。</li> <li>● 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」により防災・減災を推進する。</li> </ul>
<p>③ 災害対策本部設置の代替場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地域防災計画に示されている「塩釜ガス体育館」とする。</li> </ul>
<p>④ 自動車避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和3年度に実施した塩竈市防災会議において承認を得た通り、徒歩避難を原則とし自動車避難に関する地域防災計画への具体的な記載はせず、塩竈市の地域特性等を踏まえた自動車避難に関するマニュアル整備に努める旨を記載する。</li> </ul>
<p>⑤ 自助、共助の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模災害に備え、「最低3日間、推奨一週間」の備蓄に努める。（自助、共助）</li> <li>● 避難時には、三密を回避するため分散避難や垂直避難を検討する。（自助）</li> <li>● 町内会及び自主防災組織等は、個別避難計画の作成に協力する。（共助）</li> <li>● 町内会及び自主防災組織等は、指定避難所の運営に努める。（共助）</li> </ul>
<p>⑥ マイ・タイムラインの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震、津波、風水害等に対する適切な避難行動を整理し、家族とともに避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくマイ・タイムラインの作成を推進する。</li> </ul>

# ① 津波被害想定の方考え方

## 【背景】

- ◆ 内閣府は、国全体の視点で防災対策の立案を行うため、日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの2地震を対象に被害想定を実施し、令和3年12月に公表した。
- ◆ 宮城県は、令和3年度から第五次地震被害想定調査を実施。上記2地震に加え、県内に最も大きな被害をもたらす東北地方太平洋沖地震をあわせた3つの地震による津波を対象に、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域および水深を設定し、令和4年5月に公表した。

## 【事務局としての方針】

- 宮城県が実施している第五次地震被害想定調査の最終報告は、令和5年度に予定されている。今後調査結果に基づく防災対策や減災目標が設定されることから、今回の改訂においては、第五次地震被害想定調査の現状に関する修正を行い、本市における津波被害想定は、東日本大震災津波のままとし、公表後に改訂を検討する。

### 【改訂前】津波災害対策編 第1章 第5節「対象とする津波」

#### 第3 地震津波被害想定について

県では、過去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。

第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり中断している。

そのため、次期被害想定調査については、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

本計画では、県による被害想定結果が出るまでの間、前節で示した東日本大震災津波による本市の津波被災を、想定される最大クラスの津波としてその被害を勘案した計画とする。

### 【改訂後】津波災害対策編 第1章 第5節「対象とする津波」

#### 第3 地震津波被害想定について

赤字：修正箇所

県では、過去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。

第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり中断して

いる。そのため、次期被害想定調査については、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

現在、第五次被害想定調査を実施中であり、令和5年度の公表が予定されている。

そのため、本計画では、県による第五次被害想定調査の結果が出る公表されるまでの間、前節で示した東日本大震災津波による本市の津波被災を、想定される最大クラスの津波としてその被害を勘案した計画とする。

## ② 女性専門委員会の意見

### 【背景】

- ◆ 内閣府は、東日本大震災においてジェンダーの視点からの災害対応が十分になされていなかったことを踏まえ、平成25年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成した。しかし、近年発生した災害においては、ジェンダーの視点を持った取組が十分に浸透しているとは言い難い状況であった。
- ◆ 内閣府は、防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局、福祉部局等が連携し、女性の視点からの取り組みを進め、地域の災害対応力強化を目指すため、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を策定し、令和2年5月に公表した。
- ◆ 塩竈市地域防災計画の改訂を進めるにあたり、男女共同参画の観点から男女の違い、災害要支援者、性的マイノリティ等への配慮を踏まえた女性の視点を防災計画に反映するため、塩竈市地域防災計画女性専門委員会を設置。令和4年7月1日に第1回塩竈市地域防災計画女性専門委員会を開催し、女性の視点による避難所生活等における課題について議論した。

### 【事務局としての方針】

- 避難所の**女性管理者育成の勉強会開催**や**在宅避難者等への声掛け実施**など塩竈市地域防災計画女性専門委員会で挙げられた男女共同参画の視点での意見に取り組む。
- 発災時に男女共同参画の視点による対応を行うため、**平常時から男女共同参画を推進**する。
- 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」により**防災・減災を推進**する。

#### 【改訂前】地震災害対策編 第2章 第24節「避難受入れ対策」

##### 第1 避難所の確保 7 指定避難所等の運営・管理 (1) 指定避難所の運営・管理

(追加)

- ② 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく

(追加)

#### 【改訂後】地震災害対策編 第2章 第24節「避難受入れ対策」

##### 第1 避難所の確保 7 指定避難所等の運営・管理 (1) 指定避難所の運営・管理

赤字：修正箇所

- ② 避難所運営に携わる職員の実態を把握し、必要なサポート体制を構築するとともに、職員が避難所運営に携わる際に安心して子どもを預けることができるよう、託児所との災害時託児協定の締結に努める。
- ③ 指定避難所の管理責任者（班長・副班長）をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努め、特に発災から72時間以降においては、女性の管理責任者を配置する体制を検討する。
- ④ 女性を指定避難所の管理責任者に任命した場合は、女性特有の悩みや要望等に対応するための相談役の設置に努める。

# ③ 災害対策本部設置の代替場所について

## 【背景】

- ◆ 新たに公表された津波浸水想定では、本庁舎が浸水区域に含まれる結果であった。
- ◆ 塩釜ガス体育館は、これまでの地震による被害を受け令和6年度以降に修繕工事を予定してる。

## 【事務局としての方針】

- 当面の間、地域防災計画に示されている「塩釜ガス体育館」とする。
- 工事開始までに工事期間中に使用する「塩釜ガス体育館」の代替場所を選定する。
- 2階研修室等に本部を設置し、避難者（約400名）は1階（サブアリーナ、トレーニングルーム等）に収容する。なお、メインアリーナは、支援物資の集積所とする。

### 地震災害対策編 第3章 第1節「防災活動体制」 第3 災害対策本部等 2 災害対策本部

#### (3) 本部の設置場所

本部は、市役所に置くものとし、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、市役所庁舎が被災し、本部の機能を果たさない場合は移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	塩釜ガス体育館	022-362-1010 (代表)





## 【背景】

- ◆ 塩竈市地域防災計画の改訂を進めるにあたり、令和3年度に実施した町内会へのアンケート調査結果において、自動車避難の必要性に関する課題が挙げられた。
- ◆ 宮城県は「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、令和4年5月に宮城県津波浸水想定の設定・公表を行ったことを踏まえ、令和4年8月に「宮城県津波対策ガイドライン」を改定。「原則徒歩避難とし自動車避難はしない」を徹底するとともに、自動車で避難せざるを得ない避難者がいることを想定し、「沿岸市町はあらかじめ、地域の実情に応じた対策を検討し講じること」とされた。

## 【事務局としての方針】

- 令和3年度に実施した塩竈市防災会議において承認を得た通り、塩竈市の地域特性等を踏まえた自動車避難に関するマニュアル整備に努め、シミュレーションの実施を検討する。

## 【改訂前】地震災害対策編 第2章 第23節「避難対策」

## 第8 避難計画の作成 1市の対応

(追加)

## 【改訂後】地震災害対策編 第2章 第23節「避難対策」

## 第8 避難計画の作成 1市の対応

赤字：修正箇所

(3) 東日本大震災時の避難行動においては自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点として「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたこと、また、令和3年度に実施した町内会へのアンケート結果では、「避難行動要支援者の避難支援や避難所の位置（高台や遠方）によって自動車による避難は必要である」こと、また、「津波で車がなくなると後の生活が大変である」というように、「自動車避難は必要である」との意見が複数挙げられたこと。そのため、塩竈市における最適な避難のあり方を検証し、自動車避難に関するマニュアル整備に努める。

# ⑤ 自助、共助の取組

## 【背景】

- ◆ 塩竈市は、中央防災会議(R4.9.30)において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けた。
- ◆ 発災後72時間の行政の対応は、救助・救命活動が最優先に行われるため、自助の考え方から、3日分に相当する食料品等の備蓄が必要とされてきた。
- ◆ 中央防災会議が令和3年5月に公表した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」においては、「最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄」に対する理解を進めることが求められた。
- ◆ 塩竈市地域防災計画の改訂を進めるにあたり、自助・共助に関する内容の改訂箇所を説明するために、令和4年11月1日に塩竈市地域防災計画改訂に伴う市民説明会を開催し、市民からは、町内会の運営や避難計画・ハザードマップ等の作成を支援してほしいという意見、避難時に防犯・ペットの脱走防止等の観点を追記してほしいという意見が挙がった。

## 【事務局としての方針】

- 大規模災害に備え、「最低3日間、推奨一週間」の備蓄に努める。
- 避難時には、分散避難や垂直避難に対する理解促進を図る。
- 町内会及び自主防災組織等は、個別避難計画の作成に協力する。
- 町内会及び自主防災組織等は、指定避難所の運営に努める。

### 【改訂前】地震災害対策編 第2章 第10節「防災知識の普及」

#### 第1 防災知識の普及、徹底 2 市民への防災知識の普及

##### (3) 普及・啓発の実施

##### 【市民等への普及・啓発を図る事項】

##### ⑥家庭内での予防・安全対策

- ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

### 【改訂後】地震災害対策編 第2章 第10節「防災知識の普及」

#### 第1 防災知識の普及、徹底 2 市民への防災知識の普及

##### (3) 普及・啓発の実施

赤字：修正箇所

##### 【市民等への普及・啓発を図る事項】

##### ⑥家庭内での予防・安全対策

- ・ 「最低3日間、推奨一週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

# ⑥ マイ・タイムラインの推進

## 【背景】

- ◆ 国土交通省砂防部は、平成26年8月の広島市での土砂災害を受け、土砂災害への警戒避難を的確に行えるよう「土砂災害警戒避難ガイドライン」を平成27年4月に改訂。住民と行政が共通認識を持つためのマイ・タイムライン(一人ひとりの防災行動計画)を活用した防災意識の向上が求められるようになった。

## 【事務局としての方針】

- 地震、津波、風水害等に対する適切な避難行動を整理し、家族とともに避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくマイ・タイムラインの作成を推進する。

【改訂前】風水害等災害対策編 第2章 第1節「風水害等に強いまちづくり」

### 第3 土砂災害予防対策 2 土砂災害防止対策の推進

(3) 土砂災害防止のための啓発活動

(追加)

【改訂後】風水害等災害対策編 第2章 第1節「風水害等に強いまちづくり」

### 第3 土砂災害予防対策 2 土砂災害防止対策の推進

(3) 土砂災害防止のための啓発活動

赤字：修正箇所

②市は、市民に対しマイ・タイムライン作成のため支援や研修を行う。

(市民の取組)

市民は、公表されたハザードマップ等を用いて、自ら様々な災害リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族とともにマイ・タイムラインの作成に努める。

※地震災害対策編及び津波災害対策編も同様に改訂する。